



～寒波による水道管の凍結と  
破れつを防ぎましょう～

❖ 寒波にご注意ください……

とくに戸外の水道、むき出しの水道管は凍ったり、破れつするおそれがあります。じや口や水道管には、早めに防寒をしましょう。

▶こんなところには  
必ず防寒をしましょう！

給水管やじや口は、気温が0度以下になると、凍ったり、破れつしたりすることがあります。とくに次のところにある水道管には必ず防寒しましょう。

- 北むきのところ
- 風あたりの強いところ
- 家の外にある水道管

▶防寒はこのように！

給水管やじや口の部分には、保温材をとりつけてください。保温材には、保温に適した耐久性のある市販品（保温チューブ、

保温テープ）がありますが、手近なものとしては、布、なわ、フェルト、コモなどで保温し、さらにビニールテープをまいて水にぬれないようにすると効果があります。

▶破れつしたときは  
まづ応急手当をしよう！

破れつして水がふき出したときは、係員が修理にうかがうまでの間、次のような応急手当をしておきましょう。

まず、止水せんをしめ、破れつした部分に布、ゴムテープ、ビニールテープをしつかりまきつけ、針金かひもでしばつて水がふき出るのをふせいでください。そして市指定水道工事店か市水道課に修理を申込んでください。

▶凍結しそうな夜は！

凍結しそうな夜は、寝る前に少量の水を出しておくで凍結がふせげます。

▶じや口や給水管が凍つて  
水が出ないときは！

凍つた部分にきれいなタオルか布をかぶせて、その上からゆつくりと、ぬるま湯をかけてとかしましょう。急に熱湯をかけると、給水管が破れつしたり、じや口をいためますので十分注意してください。

❖ 長門市指定水道工事店は……

坂村工機	中山	②-3086
三洋商事	正明市1区	②-0342
植中電気工業	湊2区	②-2138
天満商店	仙崎幸町	⑥-0024
小田水道工事	湊2区	②-1024
中国電気工事	正明市2区	②-2131
ユタカ冷熱工業	正明市4区	②-2514
森永水道	正明市2区	②-4605
	三 隅	③-0552

製造業のみなさん  
工業統計調査にご協力を

製造業を営むみなさん、今年も恒例の工業統計調査が行われます。

12月31日現在での調査のため、年末年始のお忙しい中を調査員が伺いしますが、ご協力くださるようお願いいたします。

この調査によって、わが国の製造業の実態や製造活動の現状が明らかになるほか、調査のデータは製造業のみなさんが各種製品の生産・販売プランを立てられる場合の参考になるのをはじめ、たとえば、都市開発や下水道計画の資料となるなど、わたしたち国民生活の向上に広く活用されます。

みなさんにご記入いただいた調査票は、統計以外に使われることは絶対にありませんので、安心してありのままをお書きください。

調査は、次の三種類に分かれています。

【甲調査】

従業員30人以上の事業所の調査

【乙調査】

従業員29人以下の事業所の調査

【丙調査】

製造業の本店・本社を調査するものです  
① 2つ以上の製造工場を運営する企業の本店・本社  
② 製造工場と別の場所にある企業の本店・本社を対象に行われます。

なお、主な調査項目は、事業所名、従業員数、原材料又は燃料使用額、製造品出荷額、有形固定資産投資総額などです。

心身障害者扶養共済制度の改正

心身障害者の保護者が、この制度に加入して毎月掛金を県に納めると、加入者に万一のこと（死亡又は廃疾）があった場合残された障害者に対して県が月々2万円の年金を一生涯支払います。

▶加入できる人

心身障害者の保護者で加入のときに次の要件に該当する人

① 特別な病気や障害のない人

・ 保護者とは、心身障害者を扶養している配偶者・父母・兄弟姉妹・祖父母・その他の親族。

② 山口県内に住んでいる人

③ 65歳未満の人

・ 年齢は、毎年4月1日現在

▶対象となる障害者

① 精神薄弱者

② 身体障害者手帳の等級が1級から3級

までの身体障害者

③ 身体又は精神に障害があつて、その程度が①又は②と同程度の人

▶加入のできる口数

一人で2口まで加入できます。

▶掛金の額

掛金は加入者の年齢によつて区分され右表のとおりです。（但し、9月末日までに加入された方は従来どおりの掛金です。）

▶掛金の減免

次のような場合には掛金が減免されます。

① 生活保護を受けている場合…全額免除

② 市民税非課税世帯の場合…2分の1減額

▶年金額

一口につき 月額2万円

◎掛金は加入時の年齢で固定し年齢が上つても変更はありません。

加入時の年齢区分	掛金（月額）
35歳未満	1,400円
35歳 ～ 39歳	1,900円
40歳 ～ 44歳	2,600円
45歳 ～ 49歳	3,200円
50歳 ～ 54歳	4,100円
55歳 ～ 59歳	5,300円
60歳 ～ 64歳	6,800円

詳しくは、市福祉事務所援護係へおたずねください。

☎ 2-2111 内線 272